

＜副業と社会保険、税金および労働時間管理との関係＞

FPネットワーク神奈川会員 山宮 達也

「あ～あ～、今月も赤字だ！給料も上がらなかっただし、バイトでもするか。」

定職についている方で、家計がうまく回らない場合、収支を改善する方法として、上記のようなことを思い浮かべる方もいらっしゃると思います。副業については、就業規則で禁止されている会社もまだ多いようですが、ここ数年で副業可とする企業も少しずつ出てきて、社会全体で副業に対する考え方の変化が見られます。

厚生労働省も「平成29年3月28日働き方改革実現会議決定」を踏まえ、副業・兼業の普及促進を図っており、就業規則のモデル例でも副業禁止の内容が削除されました。

では、副業をした結果、社会保険や税金、あるいは労働時間面ではどのような扱いになるのかについて考えてみたいと思います。

■副業をすると社会保険はどうなる？

副業先の事業所規模や働き方によっては、社会保険適用の問題が発生します。

社会保険適用者が500人以下の事業所では、パートタイマーなどは、その事業所の正社員の週所定労働時間の3/4以上の労働時間であれば、社会保険適用です。

大きな事業所（501人以上）であれば、週労働時間20時間以上、月収88,000円以上、1年以上の雇用が見込まれるなどの要件を満たせば社会保険適用です。

もし、副業先で上記の社会保険適用の条件で働く結果になると、社会保険は主たる会社と副業先と両方で加入となり、本人はもとより、両事業所の事務担当者も手続きが煩雑になります。両方の給与などを合わせた金額をもとに社会保険料が計算され、各事業所の給与に応じた割合で保険料が引かれるイメージです。そもそも副業禁止の会社であれば、副業がばれてしまい、懲戒処分など思わぬ結果になりかねません。

副業先を選ぶのであれば、大きな会社は避けて、500人以下の規模の事業所で1週20時間未満の働き方を選ぶのが無難と言えそうです。なお、雇用保険は主たる事業所のみでしか適用できません。労災保険はそれぞれの事業所で適用となります。

■副業をすると税金はどうなる？

副業をすると、確定申告が必要になります。

主たる勤務先では年末調整で1年間の税金の正しい計算をしてもらいますが、副業先では年末調整ができません。翌年に副業先の収入も含めて確定申告する必要があります。『副業だから申告しなくても大丈夫では』と思う方もいるようですが、各事業所では、各社員の居住地の市区町村に給与支払い報告書（源泉徴収票と同じような内容）を提出しなくてはならない義務があります。

したがって、市区町村では副業分も含めて各人の収入をしっかりと把握した上で住民税が計算されます。この住民税の資料をもとに所得税の調査が入れば、所得税もさかのぼって徴収される場合が出てきます。主たる勤務先である会社に届く住民税徴収通知で副業が発覚するケースもありますので、副業禁止の会社では注意が必要です。

■副業をすると残業扱いになるの？

副業先では割増賃金で計算しなくてはならないこともあります。

労働基準法では、1日8時間1週40時間を超えて労働させてはならないとあり、もし時間外労働させる場合には、時間外労働に関する労使協定である「36（サブロク）協定」を締結した上でさせなければなりません。

これに副業が入った場合の労働時間管理はどうなるのでしょうか。

A事業所では1日8時間労働、月曜から金曜までの週5日勤務、B事業所では土日に1日6時間の働き方を例に挙げてみます。



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

A事業所は法定労働時間内なので問題ありません。B事業所は週40時間を超えて働くので時間外勤務扱いとなり、正しくは「2割5分増し」の賃金としなくてはなりません。これを正しく計算している副業先がどのくらいあるかはわかりませんが、労働基準監督署の通達上は法定労働時間を超えて勤務する副業先では割増賃金が発生します。（B事業所は当該労働者がA事業所で勤務していることを把握していることが前提です）

赤字なので収入を増やすために働くという純粋な気持ちからの副業ですが、取り巻く制度上ではいろいろな問題を含んでいることを念頭に入れて副業をなさってください。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

TEL 045-620-3690 FAX 045-620-3695 メール info@fpnk.org